

平成24年度短期外国出張者報告書簡

氏名 上村 善一郎	所属庁・官職 長崎地方裁判所 判事補	出張先 英国, アイルランド, オランダ王国
提出書面 平成24年10月22日付け報告書簡		
キーワード欄 (8項目以内でお願いします。)		
・英国最高裁判所ニューバーガー (Neuberger) 次期長官へのあいさつ		
・国際法曹協会 (IBA : International Bar Association) 年次総会出席		
・アイルランド最高裁判所 (Four Courts) 訪問		
・オランダ王国コルステンス (Corstens) 最高裁判所長官へのあいさつ		
・国際司法裁判所 (ICJ : International Court of Justice) 訪問		
・国際刑事裁判所 (ICC : International Criminal Court) 訪問		
・最高裁判所の下級裁判所に対する司法行政		
・専門訴訟における専門家の活用		

平成24年10月22日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

長崎地方裁判所判事補 上村 善一郎

私は、平成24年9月27日から同年10月6日までの間、寺田逸郎最高裁判所判事に随行し、英国（ロンドン）、アイルランド（ダブリン）及びオランダ王国（ハーグ）に出張しましたが、その概要は次のとおりです。

第1 英国（ロンドン：9月27日から同月29日まで）

1 最高裁判所訪問（9月28日午後4時）

- (1) 平成24年10月1日付で最高裁判所長官に就任予定のニューバーガー卿（Lord Neuberger）を表敬訪問した（在英国日本国大使館片山真人一等書記官及び通訳が同行）。
- (2) 寺田判事より、このたびの最高裁判所長官就任についての祝辞が述べられた後、寺田判事とニューバーガー卿との間で、英国と我が国の各司法制度に関し、意見交換が行われた。

ニューバーガー卿からは、英国においては、平成21年の最高裁判所設立の前後を通じて司法の役割が増大していること、判例法の体系を基礎とする英国においても、大陸法の影響を受け、近年、成文法が増えているところ、これは、判例法が大陸法からよい影響を受けていることの現れであり、他方で、判例法も大陸法に対してよい影響を与えているという相乗効果が生まれていること等が述べられた。

全国均一な司法サービスの提供や専門訴訟における専門家の活用といった点について話題が及んだ際、寺田判事より、日本においては最高裁判所の司法行政作用がその重要な役割を担っていると考えられる旨述べられたとこ

る、ニューバーガー卿からは、これらの施策実施の重要性については肯定するものの、英国においては、司法行政の権限と責任は、イングランド・ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各地域における首席裁判官にゆだねられており、最高裁判所又は同裁判所長官には、一義的にはその権限が与えられていないことを理由に、前記の点に関する最高裁判所又は同裁判所長官の関与のあり方についての具体的な意見を述べるには至らなかった。

以上のほか、裁判所による情報発信の一つとして、最高裁判所においては、ジャーナリストが法廷からツイッターにて情報発信をすることが許可されている旨が、ニューバーガー卿より述べられた。

- (3) ニューバーガー卿への表敬訪問終了後、最高裁判所庁舎を見学した。同庁舎は、刑事法院（Crown Court）として利用されていたところ、平成19年から平成21年までの改修工事を経て、伝統的な雰囲気を残した第一法廷と近代的な印象のある第二法廷が整備されていた。

## 2 大使主催夕食会（9月28日午後7時30分）

林景一駐英国大使公邸において、夕食会が開催された。林大使からは、本年に開催されたロンドンオリンピックは、3つの「ない」（テロ、スト、雨がな）で成功であったこと、平成25年は伊藤博文、井上馨ら長州藩士5名の渡英150周年であり、「長州ファイブ」という日英交流記念行事を検討中であること等が述べられた。

## 3 在外研究員との昼食会（9月28日午後1時）

英国にて在外研究中の判事補との昼食会を実施した。参加した在外研究員（野口晶寛判事補、關隆太郎判事補、中村和典判事補、田中いゑ奈判事補、黒田吉人判事補、細井直彰判事補、藤原靖士判事補及び原田佳那子判事補）からは、留学1年目又は2年目を迎え、それぞれ、生活習慣や言語の違いに苦労しながらも充実した在外研究期間を過ごそうと、大学での講義や英国法曹関係者との交流等に対し、前向きに取り組んでいる様子が見受けられた。

## 第2 アイルランド（ダブリン：9月29日から10月3日まで）

### 1 国際法曹協会（International Bar Association）（以下「IBA」という。）年次総会への出席（9月30日から10月2日まで）

#### (1) 開会式及び歓迎レセプション（9月30日午後6時）

ア 開会式（Royal Dublin Societyにて開催）では、はじめに、本年次総会終了後に2年間の任期を満了予定の川村明 IBA 会長より歓待の辞が述べられ、IBA 会長としての業務を振り返るとともに、平成26年に東京で開催予定の IBA 年次総会に向けての意気込みが語られた。

その後、ノーベル経済学賞受賞者であるジョセフ・スティグリッツ教授（Professor Joseph E Stiglitz）による基調講演が行われた。スティグリッツ教授は、大恐慌時代、緊縮財政政策の実施が景気の二番底を招来したことを指摘の上、欧州や米国において議論されている緊縮財政政策は今日の世界経済危機を克服する策として適切ではなく、むしろ景気刺激策が必要である旨述べ、また、欧州においては、景気刺激策に加え、欧州内各国の金融規制の統一化を図る必要がある旨指摘した。

開会式の最後には、エンダ・ケニー・アイルランド首相（Enda Kenny, Prime Minister of Ireland）が登場し、IBA 年次総会のアイルランドにおける開催は44年ぶりであること、前回と比較し参加人数が約4倍に増えていること等が述べられ、本総会の成功を祈念する旨の発言により、開会式が締めくくられた。

イ 開会式終了後、隣接するホールにて歓迎レセプションが行われた（立食形式）。ホールは相当広いものであったが、すれ違うのにも困難を伴うほど多くの参加者でにぎわっていた。ホール中央に設置されたステージではアイリッシュダンスが披露され、アイルランドの代名詞ともいべきギネスビールが振る舞われるなど、華やかな雰囲気で行われた。

## (2) ワーキングセッション

ア 会場となるダブリン会議場 (Convention Centre Dublin) は、地階及び1ないし5階の合計6階からなる建物である。地階部分には、レクシスネクシス (LexisNexis) やトムソンロイター (Thomson Reuters) 等の法律関係企業のブースが設置され、1ないし5階部分においては、多数のセッションが同時並行で実施される。

イ 日程の関係上、ダブリン会議場では、10月1日午前及び午後、同月2日午前の合計3つのセッションに参加したが、これらのセッションのうち、興味深く感じられた次の二つのセッションを紹介する。

ア 「荒れた海に架かる橋：裁判官、破産会社代表者及び実務家による、法域を越えた協力を奨励する新たなルールを通じての、多国籍企業グループの再編における課題の克服 (A bridge over troubled waters: overcoming challenges to the restructuring of multinational corporate groups through new rules encouraging cross-border cooperation of judges, insolvency representatives and practitioners)」 (10月1日午前)

同セッションには、アイルランド最高裁判所のフランク・クラーク判事 (Justice Frank Clarke, Supreme Court of Ireland) らがスピーカーとして参加し、リーマンブラザーズの事例を念頭に、異なる法域において関連子会社を保有する国際的企業体が倒産手続を開始した場合、各法域間における法的手続・効果の差異・齟齬を、どのように解決・処理していくかが議論された。

現時点において、この分野では確立した条約や国際法は存在しないため、ある法域における裁判所の判断と他の法域における裁判所の判断が矛盾又は齟齬する可能性がある。そこで、当該事件に関与する代理人としては、裁判所に対し、関連事件が他の法域の裁判所に係属している旨の情報を提

供した上で、①各裁判所の裁判官がお互いに連絡を取り合う、②テレビ会議を利用するなどして合同審尋手続（Joint hearing）を実施するなどの方法をとるよう働きかけること等が考えられるとの意見が出された。

この意見に対しては、ドイツ等の大陸法系の法域では、関連事件を担当する裁判官同士が、事件の進行について協議するということが禁止されており、これは、前記のような意思疎通を阻害する要因の一つとなっているとの指摘があった（日本においても、現行法のもとでは、前記のような手続を法的に許容することは難しいと思われる。）。

セッションの最後には、現在、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL: United Nations Commission on International Trade Law）において、本テーマに関する議論がなされている旨の紹介がなされた。

(イ) 「世界が衝突するとき：司法の独立と民主的プロセス（When worlds collide: judicial independence and the democratic process）」（10月1日午後）

同セッションには、アイルランド最高裁判所のスーザン・デンハム長官（Chief Justice Susan Denham, Supreme Court of Ireland）、アイルランド高等裁判所のジェラルド・ホーガン判事（Judge Gerard Hogan, High Court of Ireland）、オーストラリア高等裁判所のマイケル・カービー前判事（Michael Kirby, Former Judge of the High Court of Australia）、欧州人権裁判所のアン・パワーフォード判事（Judge Ann Power-Forde, European Court of the Human Rights）及びアイオワ州最高裁判所のマーシャ・ターナス前長官（Marsha Ternus, Former Chief Justice of the Iowa Supreme Court）がスピーカーとして参加した。

a 前半では、デンハム長官より、事件数の増加、複雑な立法の増加等のため、司法の役割がより増大している今日においては、司法の独立がより強く要請されるとした上で、アイルランドにおいては、裁判官任命手

続の法定、裁判官報酬の保障等により、司法権の独立が担保されているものの、近年、「裁判官の収入を削減すべきか否か」に関する国民投票の結果、79パーセントが賛成票を投じたため、裁判官の年収・年金の削減が決定されたこと（最高裁判所判事の32.5パーセントの削減が最大）は、司法権の独立を侵害するおそれがあるのではないかと、この問題提起がなされた。

次に、ホーガン判事からは、司法の独立のためには法曹全体の独立を確保することが必要不可欠であり、法曹協会が、法曹全体の独立を確保するための積極的な活動を行うことが重要である旨の発言がなされた。

これらの判事の発表を受け、会場からは、英国裁判官の年金も減額されたが、これは司法の独立の観点から問題である旨の発言や、このような措置が採られ続けられれば、裁判官は政治的に裁判をせざるを得ない状況に陥ることとなり、国民のためにも好ましくない旨の発言がなされるなど、前記発表に賛同的な意見が相次いだ。

なお、ジンバブエの弁護士は、弁護士が裁判官に対して攻撃的な態度をとったため、当該裁判官は、身の危険を感じ、事件処理に当たることができなかったという事例を紹介した上で、司法の独立が法曹内部から侵害されることがあってはならない旨の意見を述べた。

- b 後半では、ターナス前長官より、同性婚を禁止したアイオワ州の法律が憲法に違反するかが争われた事案において、ターナス前長官を含めた過半数の裁判官が、同法律は憲法違反である旨の判断・判決をしたところ、同判決の後に行われた最高裁判所判事に対する国民投票において、ターナス前長官を含め、違憲と判断した判事がいずれも罷免された旨の紹介がなされ、このような形での司法に対する国民による介入は、裁判官の判断を政治的判断に向かわせるとの理由で、司法の独立を侵害するものではないかとの意見が述べられた。

カービー前判事からは、司法は国家機関の中で最も弱い組織であるため、法曹協会による支援が必要不可欠である旨の発言があった。

- c 各国の司法制度、裁判所と法曹協会との関係、治安状況等により、司法の独立とこれに対する民主的プロセスとの関係についての議論の状況は相当程度異なるように感じられたが、いずれにせよ、裁判官の身体の安全、報酬の保障を含め、司法の独立が守られるべきであるとする点、司法の独立のために法曹協会の支援が望まれるとする点は、参加者間で一致していた。

### (3) 最高裁判所訪問（10月2日午後）

ワーキングセッションの一つとして企画された、フォーコート（Four Courts（注1））及び刑事裁判所（Criminal Courts of Justice（注2、注3））の見学ツアーに参加した。

フォーコートでは、デンハム長官より、ツアー参加者に対するアイルランド最高裁判所の歴史、法廷設備等の説明がなされ、アイルランド弁護士会のデイビット・ノラン会長（David Nolan, Chairman, the General Council of the Bar of Ireland）からの補足説明の後、建物内を見学した。

刑事裁判所では、陪審員待合室において説明を受けた後、法廷を見学した。刑事裁判所は、近年設立された建物であり、各種IT設備が整えられていた。また、同建物内の各法廷は、吹き抜けとなった中央部（同場所にエレベーターが設置されている。）から放射状に配置されているところ、各法廷入口には法廷番号（1から22まで）が大きな文字で表記されているため、エレベーターを降り、周りを見渡せば、目的とする法廷を容易に見つけることができ、裁判所利用者に配慮した造りとなっていたことが興味深く感じられた。

なお、この訪問の機会に、寺田判事とデンハム長官及びノラン会長との間で、挨拶と短い会話がされた。

※ 注1：アイルランド最高裁判所（Supreme Court）、高等裁判所（High



Court), ダブリン巡回裁判所 (Dublin Circuit Court) 民事部が所在する建物の名称

※ 注2: ダブリン地方裁判所 (Dublin District Court), ダブリン巡回裁判所 (Dublin Circuit Court) の各刑事部, 中央刑事裁判所 (Central Criminal Court), 特別刑事裁判所 (Special Criminal Court: テロ及び組織犯罪等を審理する, 陪審が実施されない裁判所), 刑事控訴裁判所 (Court of Criminal Appeal) が所在する建物の名称

※ 注3: アイルランドの審級制度については, 本報告書添付の資料 (Court Service of Ireland HP より抜粋) を参照

<http://www.courts.ie/courts.ie/library3.nsf/pagecurrent/3782CDC7996C6B9480256D8700505221?opendocument&l=en>

(4) アジア太平洋地区昼食会 (10月2日午後12時30分)

同昼食会には, 川村 I B A 会長をはじめとし, 日本, 韓国, 中国, インド, オーストラリア等, アジア太平洋地区に本拠を有する法律事務所所属の弁護士のほか, 同地区に支店を有する欧米の法律事務所所属の弁護士らが出席し, 各弁護士が, 今後のビジネスチャンス獲得のため, 精力的にコネクション作りを行っていたことが印象的であった。

2 日弁連主催レセプション (10月1日午後7時30分)

在アイルランド日本国大使公邸において開催された, 日弁連主催のレセプションに参加した。

同レセプションには, アイルランド弁護士会のノラン会長や, パトリシア・オブライアン国連法務担当事務次長 (Patricia O'Brien, United Nations Under-Secretary-General for Legal Affairs and the Legal Counsel) をはじめ, アイルランド, 韓国, 中国等各国の法曹関係者が参加し, 渥美千尋在アイルランド大使や橋本副孝日弁連副会長らが, 川村 I B A 会長の献身を賞賛するとともに, 日本の弁護士らが, 平成26年に東京で開催予定の I B A 年次総会に向

けて、参加者との間での関係構築を図っていた。

### 3 大使主催夕食会（10月2日午後7時）

ダブリン郊外のレストランにおいて、夕食会が開催された。渥美大使からは、アイルランドにおいては、不況のため、失業率が高止まりしていること（若年層において特に高い。）、ダブリン市内においてもオフィスビルの空室率が目立つこと（ダブリン会議場の近辺においても、新築のオフィスビルの空室が目立った。）等が述べられた。

## 第3 オランダ王国（ハーグ：10月3日から同月5日まで）

### 1 最高裁判所訪問（10月3日午後3時）

- (1) コルステンス最高裁判所長官（Chief Justice Geert Corstens）を表敬訪問した（在オランダ王国日本国大使館児玉禎治一等書記官及び通訳が同行）。
- (2) 寺田判事より、コルステンス長官の平成25年3月来日を歓迎する旨述べられた後、寺田判事と同長官との間で、オランダ王国と我が国の各司法制度に関し、意見交換が行われた。

寺田判事より、我が国の司法制度改革の際の、オランダ王国の各裁判所による調査協力に謝意を述べ、同国における国民の司法参加についての議論状況を質問されたところ、コルステンス長官からは、国民による司法参加の制度は採用されておらず、近い将来にそれが実現する可能性も低いと考えられる旨が述べられた。

また、専門訴訟については、コルステンス長官より、事実審段階における専門家証人の活用のほか、最高裁判所から検事訟務局への意見提出要請、知財や国際商取引に関する専門知識を有する者を裁判官に任用すること等が考えられる旨の発言がなされたが、最高裁判所が下級審裁判所に対する司法行政の権限を有していないことを理由に（同権限は司法評議会（the Council for the Judiciary）に帰属するとのこと）、最高裁判所の下級審裁判所に対する関

与のあり方について具体的な意見を述べることはなかった。

弁護士任官制度については、寺田判事より、日本においては、同制度をより拡充すべきであるとの意見もあることが紹介され、コルステンス長官来日の際にも意見交換したい旨が述べられた。

## 2 国際司法裁判所 (International Court of Justice) 訪問 (10月3日午後4時)

- (1) 国際司法裁判所が所在する平和宮を訪れ、同裁判所内を見学した後、同裁判所の小和田恆判事と面会した (児玉一等書記官が同行)。
- (2) 小和田判事は、現在の国際司法裁判所においては、かつてに比べ、外交官出身者よりは法律専門家に期待するところが大きくなっている旨述べられた。その理由として、事件数の増加に伴い、訴訟法の実践による適正手続保障の重要性が増していること (事件毎に手続に差異・齟齬がある場合は、それにより実体的判断の正当性が減殺される可能性がある。)、紛争の主流が、従前の国家主権に関するものから、女性差別、人種差別等、従来は国内法の分野において解決されていた紛争に変わっていることを挙げられた。

また、小和田判事は、国際機関における日本のプレゼンスが高くないと述べられ、その具体例として、2010年に国際司法裁判所が採用した調査官制度 (8名の調査官を募集したとのこと) に関し、世界各国から約1600名の応募があり、書面審査により60名の候補者に絞ったところ、その候補者の中には、中国、シンガポール等アジア各国出身者がいるにもかかわらず、日本人は一人もいなかったこと等を挙げられた。

## 3 国際刑事裁判所 (International Criminal Court) 訪問 (10月4日午後12時30分)

- (1) 国際刑事裁判所を訪問し、法廷見学を行った後、同裁判所尾崎久仁子判事と面会した (児玉一等書記官が同行)。
- (2) 国際司法裁判所では、先進的なIT技術が採用され、訴訟記録への遠隔ア

クセス（裁判官は，裁判所外からも，自己のパソコン端末を利用して訴訟資料（ただし証拠資料を除く。）を閲覧可能），速記録の即時閲覧（裁判官のみならず，検察官や弁護人も席上の端末で閲覧可能）等が可能となっていた。

また，尾崎判事からは，平成24年7月に量刑判決に至ったトーマス・ルバンガ・ディロ事件等を含め，近年，国際刑事裁判所における各事件の審理が着実に進められており，国際刑事裁判所に対する外部の関心も高まってきているところである旨の説明がなされた。

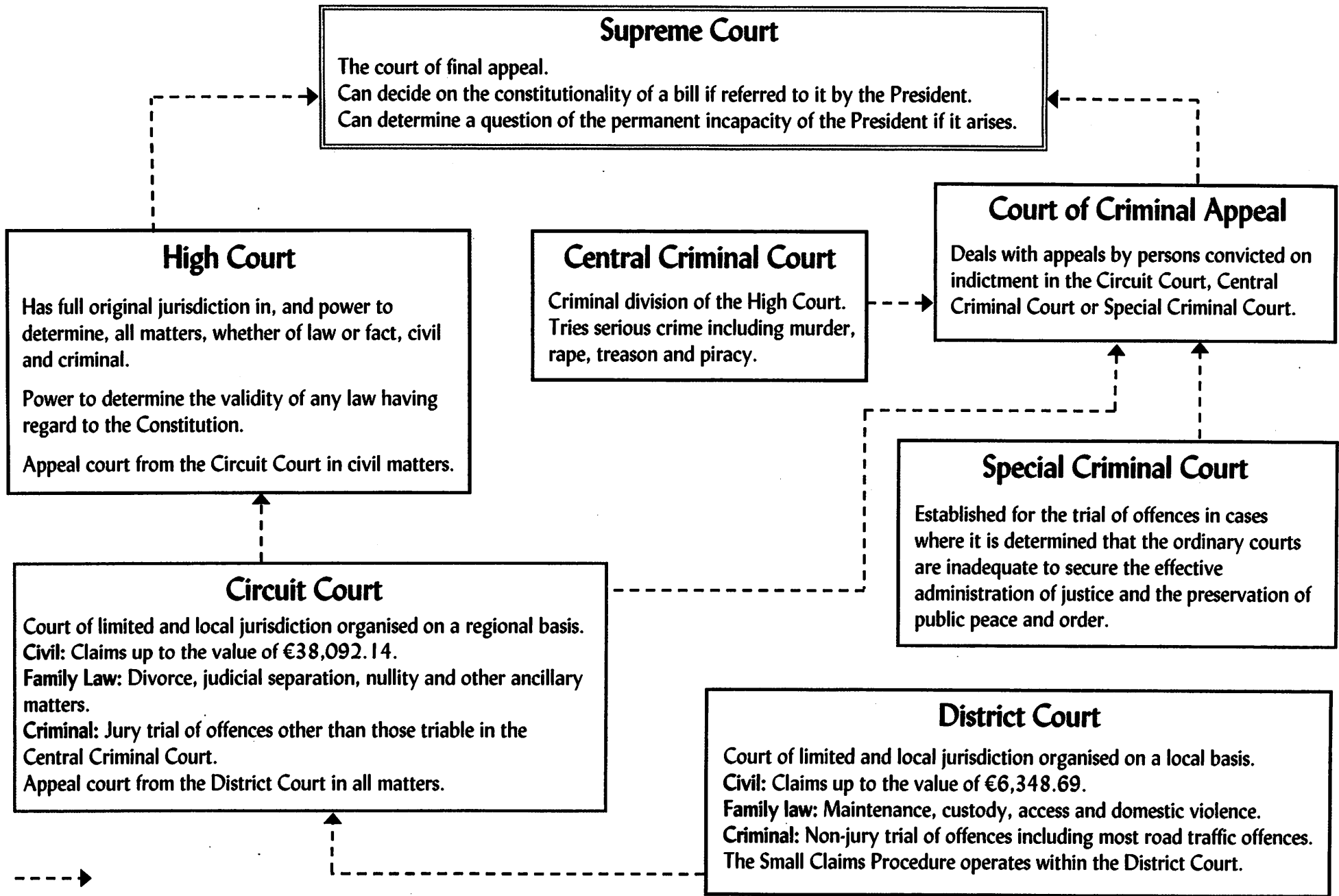
#### 4 大使主催夕食会（10月4日午後7時）

肥塚隆在オランダ王国大使公邸において，夕食会が開催された。同夕食会には，肥塚大使により，国際司法裁判所のフィリップ・クーヴルール書記（Philippe Couvreur, Registrar, International Court of Justice），レバノン特別法廷のデヴィッド・バラグワナス所長（David Baragwanath, President, Special Tribunal for Lebanon）及び常設仲裁裁判所のヒューゴ・シブレス事務局長（Hugo Siblessz, Secretary-General, Permanent Court of Arbitration）が招待され，リラックスした雰囲気の中，ハーグに所在する国際機関の現状等について，意見や情報の交換が行われた。

#### 第4 終わりに

私にとって，今回訪問した各国は初めて訪れる国であり，IBA年次総会という国際会議への出席も初めての経験であったことから，世界における日本の法曹又は日本そのものの地位や役割について，考え直す機会を持つことができたという意味で，非常に貴重な経験でありました。このような充実した10日間を過ごし無事に帰国することができましたのは，秘書課の皆様並びに在英國大使館，在アイルランド大使館及び在オランダ王国大使館の皆様が，万全の御準備と御手配をしてくださったおかげであると思います。心より御礼申し上げます。

以上



---> Denotes appeals structure